

千葉県教育委員会会議議事録

令和5年度第13回会議（定例会）

1 期 日 令和6年3月21日（木） 開会 午前10時30分
閉会 午後0時18分

2 教育長及び出席委員

教育長 富塚 昌子
委員 岡本 毅
貞廣 齋子
花岡 伸和
永沢 佳純
櫻井 直輝

3 出席職員

教 育 次 長 井田 忠裕
教 育 次 長 杉野 可愛

企画管理部

企 画 管 理 部 長 富田 浩明
学 校 危 機 管 理 監 荒金 誠司
教 育 総 務 課 長 原 義明
企 画 管 理 部 副 参 事 兼
教 育 総 務 課 人 事 給 与 室 長 鈴木 克之

教育振興部

教 育 振 興 部 長 中西 健
教 育 振 興 部 次 長 中臺 一仁
生 涯 学 習 課 長 古谷野久美子
児 童 生 徒 安 全 課 長 伊澤 浩二
教 職 員 課 長 吉本 明広
教 育 振 興 部 副 参 事 和久 純

企画管理部

教育総務課人事給与室人事班長 村松 信郎
同 副主査 志村 勇太
財 務 課 予 算 班 長 森 祐司

教育振興部

生涯学習課主幹兼社会教育振興室長 佐久間 守一
同 社会教育施設班長 佐竹 きよ枝
児童生徒安全課
主幹兼生徒指導・いじめ対策室長 本澤 孝博
同 指導主事 徳永 義暢
同 副主査 笹本 怜
教 職 員 課 主 幹 兼 管 理 室 長 山中 敬生
同 主幹兼県立学校人事室長 鹿野 敏一
同 主席管理主事 佐々木 恵

同	主席管理主事	後藤	將裕
同	管理主事	平野	孝幸

事務局

企画管理部	教育総務課		
主幹兼委員会室長		島原	一紀
同	副主幹	阿部	竜作
同	主査	杉本	浩二
同	主査	岡本	多佳乃

4 教育長開会宣告

5 署名人の指名 永沢 佳純 委員

6 議題の宣告及び非公開の決定

本日の案件は、第79号議案から第93号議案の議案15件である。第84号議案から第93号議案は、教育委員会会議規則第13条第1項第一号「任免、賞罰、人事」に該当することから、非公開により、審議する。

7 進行役の指名

千葉県教育委員会会議規則第27条の2の規定に基づき、ここからの進行を岡本委員に願います。

8 審議事項

第79号議案 千葉県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

【教育総務課人事給与室長】

最初に改正理由については、令和6年度組織の見直しによるものとなっている。

次に、改正内容については、組織改正に伴い、各課の室班名及び各課の分掌事務の整理を行うものである。組織改正の概要について、(1)から(7)の順に説明する。まず、(1)県立高校の一層の魅力向上に向け、企画管理部、教育振興部の枠を超え、県立高校の教育施策に係る総合調整を行う「県立高校統括監」を新設する。次に、(2)施設整備業務や職員の人員増から、マネジメント強化を図るため教育施設課大規模改修室長の職を主幹から課長級である副技監に変更する。この組織改正を受け、行政組織規則第5条、第28条、第31条、第35条において、新設となる県立高校統括監及び副技監の職を規定する。次に、(3)財務課で実施している県立学校チャレンジ応援基金について、教育政策課で実施している県立学校の魅力発信や特色ある学校づくり業務と親和性が高いことから、財務課から教育政策課へ業務移管する。この組織改正を受け、第19条において、チャレンジ応援基金の教育政策課への業務移管を記載する。次に、(4)新県立図書館の建設を着実に推進するため、生涯学習課の「社会教育振興室新県立図書館建設準備班」を、「新県立図書館建設準備室」に改組する。次に、(5)小中高一貫した教育を推進するため、学習指導課の「高等学校指導室」及び「義務教育指導室」を、「学力向上推進室」及び「教育課程指導室」に改組する。次に、(6)不登校児童生徒への支援体制の強化を図るため、児童生徒安全課に「不登校児童生徒支援室」を新設する。次に、(7)令和9年度全国高等学校総合体育大会の開催に向けた体制準備のため、保健体育課に「高校総体準備班」を新設する。この組織改正を受け、第17条第2項及び第3項において、変更する室班を規定する。施行期日については、ともに令和6年4月1日からを予定している。議案の説明は以上であるが、内容の変更を伴わない、立法技術上の字句の訂正等が必要となる場

合については、事務方にこれを一任していただくようお願いする。

【岡本教育長職務代理者】

第79号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【岡本教育長職務代理者】

第79号議案は、原案どおり可決する。

第80号議案 千葉県教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について

【教育総務課人事給与室長】

最初に改正理由については、令和6年度組織の見直しによるものと、部長専決事項の見直しによるもの、の2つとなっている。

次に、改正内容について、改正理由ごとに説明する。「(1) 令和6年度組織の見直し」については、組織改正に伴い、各課の室班名及び各課の分掌事務の整理を行うものであるが、先ほど組織規則の改正で説明した内容と重複するので、説明は省略させていただく。なお、県立高校統括監の新設に伴い、学校危機管理監に関する規定も改めて整理した。学校危機管理監は教育委員会全体の危機管理に係る総合調整を行う、部に属さない職である。現行の規定では、第8条、第8条の2及び第14条で学校危機管理監が本庁の部内への配置を前提とした書きぶりであることから、関係部分を削除し、学校危機管理監に事故があったときの代決者を危機管理班を所掌する主務課長とし、学校危機管理監の専決事項の指定者を教育長とする。

「(2) 部長専決事項の見直し」については、学校運営協議会の委員の委嘱と解任について、教育長専決事項から部長専決事項に変更するものである。「県立学校コミュニティスクール導入計画」において、原則として令和7年度までに全ての県立学校での学校運営協議会の導入を目標としており、今後、協議会委員の任用事務の増加が見込まれる。事務の増加に対応し、速やかな任用手続きが行えるよう、協議会委員の任用に係る決裁権限を、教育長から部長へ変更する所要の規定改正を行う。具体的には別表第一に定める部長専決事項において、委員の委嘱と解任ができるよう規定整備を行う。施行期日については、ともに令和6年4月1日からを予定している。議案の説明は以上であるが、内容の変更を伴わない、立法技術上の字句の訂正等が必要となる場合については、事務方にこれを一任していただくようお願いする。

【岡本教育長職務代理者】

第80号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【岡本教育長職務代理者】

第80号議案は、原案どおり可決する。

第81号議案 千葉県さわやかちば県民プラザ管理規則の一部を改正する規則の制定について

【生涯学習課長】

最初に改正理由については、さわやかちば県民プラザの敷地の一部が、柏児童相談所の建替え予定地になったことから、さわやかちば県民プラザ管理規則の改定を行おうとするものであ

る。

さわやかちば県民プラザ敷地平面図の右側部分にグレーの網掛けで示したのが、柏児童相談所建設予定地であり、予定地の上部に四角で囲ってある場所が、「スポーツ広場」及び「美術の森」である。今回の規則改正は、改正内容に記載してあるとおり、「スポーツ広場」及び「美術の森」の施設名称を、規則から削除するものである。本改正については、3月29日に県報掲載され、令和6年4月1日に施行を予定している。

【岡本教育長職務代理者】

第81号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【岡本教育長職務代理者】

第81号議案は、原案どおり可決する。

第82号議案 千葉県不登校児童生徒の教育機会の確保に関する施策を総合的に推進するための基本方針の策定について

【児童生徒安全課長】

最初に本基本方針策定の経緯を説明する。本県では、昨年3月に千葉県不登校児童生徒の教育機会の確保を支援する条例が成立し、4月1日に施行された。この条例の第10条には、県が基本方針を策定することが規定されており、昨年7月からフリースクールや保護者、学識経験者などの関係者で構成される「千葉県不登校児童生徒支援連絡協議会」において協議を重ねてきた。この連絡協議会では、市町村が設置する教育支援センター、学びの多様化学校、校内教育支援センター、フリースクールなどを有機的に結び付け、子供の個性を尊重し、学びを継続できるよう、具体的な取組方針を示すことが重要であるとの基本的な考え方が示された。また、重視する点として「一人一人の子供にあった多様な学び方を教室に用意し、子供が過ごしやすい空間を作ること」「不登校の状態にある子供の心理や、特別な配慮が必要な児童生徒に対する理解を促す研修を充実させること」「福祉との連携をより一層強化し、支援に取り組むこと」「保護者への支援を充実させること」などが挙げられた。また、昨年12月には、県内小中学校の不登校児童生徒とその保護者等にアンケート調査を実施し、この結果を反映させるとともに、市町村教育委員会や関係部局への意見聴取、また、2月20日から3月14日までは、「ちばづくり県民コメント制度に基づく意見募集」を実施したところである。このパブリックコメントでは、37名、延べ221件の貴重な意見が寄せられ、内容により、基本方針に反映させるものや今後の施策を検討する上での参考とさせていただくものなどに整理した。これらを経て、基本方針の原案を作成している。

本基本方針（案）の内容は条例の規定に基づき、大きく分けて「不登校児童生徒の教育機会の確保に関する基本的事項」、「不登校児童生徒に対する教育機会の確保に関する事項」、「その他不登校児童生徒の教育機会の確保に関する施策を総合的に推進するために必要な事項」の3つに分かれている。

まず、「不登校児童生徒の教育機会の確保に関する基本的事項」の（1）「基本理念」には、条例に規定された「不登校児童生徒の主体性を尊重し、不登校児童生徒が登校できるようになることのみを目標とせず、将来の社会的自立を目指すこと。」など4つの理念を記載している。次に、（2）「義務教育段階の教育機会確保の意義」として、「平和で民主的な国家・社会の形成者として共通に求められる最低限の基盤的な資質を育成すること」また、「国民の教育を受ける権利の最小限の社会的保障として、個人の個性や能力を伸ばし、人格を高める」という2点を記載している。続いて、（3）「本県の不登校児童生徒の現状と課題」には、本県公立小中学校の不登校児童生徒数が顕著に増加している現状や、不登校児童生徒の約4割は、専門的

な支援等受けていないことなど課題を記載している。

次に「不登校児童生徒に対する教育機会の確保に関する事項」の「(1) 児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくり」の「魅力あるより良い学校づくり」では、児童生徒と教職員との信頼関係や児童生徒相互の良好な人間関係を築くことが豊かな学校生活の大前提となること、「いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくり」では、暴力と暴言を絶対に許さない学校風土を醸成することなどを記載している。さらに「児童生徒への指導方法」として、教員による突き放すような指導、いたずらに注意や叱責を繰り返す指導は、大きな危険をはらむ不適切な指導であること、「児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施」では、学業の不振が不登校のきっかけとなっている場合があることから、学習内容の習熟の程度に応じた個別最適化した指導とグループや全体での指導を適切に組み合わせることの必要性を記載している。

続いて、「(2) 不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進」についてである。「個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進」として、教育相談体制の充実と児童生徒理解や不登校についての理解と支援の方向性を記載している。次に、「不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保」では、学びの多様化学校の設置促進の取組や教育支援センターの機能強化、さらに教育委員会・学校と民間の団体の連携等による支援では、この連携を促すため、新たにモデル事業を実施することを記載している。そして、家庭にいる不登校児童生徒に対する支援として、不登校児童生徒の状況を把握し、必要な情報提供や助言、ICT等を通じた授業配信や教育相談、家庭訪問等による支援を充実させることを記載している。次に、不登校児童生徒が学校外で学習等した場合の、指導要録上の出席扱いと評価だが、学校外における学習状況等の評価を適切に行うことは、不登校児童生徒の学ぶ意欲を高め、将来の自立を支援する上で重要な取組であることから、一定の要件の下、可能な限り、指導要録上出席扱いとすることを記載している。続いて、「保護者への支援」では、保護者が抱える不安や困難に寄り添った支援、また、支援を行う機関や親の会などの情報を確実に伝える必要性を記載している。そして、経済的支援について、不登校児童生徒とその保護者等に実施したアンケート調査の結果を詳細に分析し、支援の在り方について具体的な検討を行うことを記載している。

最後に、「その他不登校児童生徒の教育機会の確保に関する施策を総合的に推進するために必要な事項」についてである。「(1) 相談体制の整備」では、不登校児童生徒の支援に関する情報を積極的に提供することや、支援に関わる各団体の連携による相談体制の整備を推進することについて記載している。次に、「(2) 県民の理解の促進」では、条例の趣旨、本基本方針の内容等について、県民日より、ホームページ等での情報発信を記載している。続いて、「(3) 調査研究・情報収集」では、不登校児童生徒の状況等を踏まえた施策の推進が可能となるよう、継続的に調査研究を行うことを記載している。続いて、「(4) 研修及び人材の確保」では、教職員による支援体制の充実、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門スタッフの資質の向上と配置の充実を記載している。最後に、「(5) 切れ目のない支援を行う体制の整備」では、条例の対象は義務教育段階ではあるが、義務教育修了後も安心して学びを継続できるよう、教育と福祉を融合した新たな高等学校の在り方を検討することを記載している。

【花岡委員】

子どもたちが学校に行くべきだという姿勢にならないように留意する旨の話があったので、お礼を申し上げたい。基本方針に書いてあることだが、子どもたちへの寄り添いを心がけていただきたい。

【貞廣委員】

計画があってこそ、羅針盤になる。この基本方針が生かされれば良いと思う。

方針案に「不登校は、どの子供にも起こり得ることとして捉える必要がある」とあるが、社会の意識が変わることが重要だと思う。

学びの多様化学校など多様な学びの場が作られているが、その数は間に合わないと思う。形を作ってからではなく、子どもとつながり続けていける仕掛けを作っていくことが重要だと考

えている。

指導要録上の出席扱いと評価について、しっかり書いていただいている中学生の場合、高校に調査書を出す、オンラインによる出席かどうか分かる形なのか。出席は出席としていただきたい。

【児童生徒安全課長】

学習指導課とよく相談しながら、対応していきたい。

【岡本教育長職務代理者】

義務教育は、教育を受けさせる義務であって、教育を受ける権利を担保としての基本方針であり、実行する手段としての魅力ある学校づくりを推進していただきたい。

【児童生徒安全課長】

承知した。

【岡本教育長職務代理者】

第82号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【岡本教育長職務代理者】

第82号議案は、原案どおり可決する。

第83号議案 懲戒処分の指針の一部改正について

【教職員課長】

本件は、令和4年4月、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が施行されたこと、令和4年12月、「生徒指導提要」が改正されたこと及び令和5年7月、不同意わいせつ罪・不同意性交等罪が改正されたことを踏まえるとともに、近年の教職員の懲戒処分の状況等を踏まえ、「懲戒処分の指針」の一部を改正するものである。改正内容だが、セクシュアルハラスメントに規定されていた行為のうち、刑法第176条（不同意わいせつ罪）又は刑法第177条（不同意性交等罪）に規定する行為に該当する性暴力については、「5その他の非違行為関係（12）わいせつな行為等」で処分することとし、当該規定から削除する。

次に、児童生徒に対する非違行為関係における取扱いについて、3つの項目で改正を行う。

1つ目の体罰等の処分の量定の決定に当たっては、非違行為の態様、児童生徒の傷害又は精神的苦痛の程度等を総合的に考慮の上、判断すること及び傷害を負わせたか否かにかかわらず、体罰等を行った職員は懲戒処分の対象とすることを明記し、体罰を常習的に行っていた場合、又は体罰の態様が特に悪質な場合は、免職、停職又は減給とする。さらに、児童生徒の尊厳を損なうなどの不適切な指導を行った職員は、体罰の量定に準じて扱うこととする。

2つ目の児童生徒性暴力等については、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に規定する、児童生徒性暴力等を行った職員は、免職とする。

3つ目は、職務上関係のある児童生徒に対して電子メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等を利用して、管理職の許可なく私的なやりとりを行った職員は、減給又は戒告とする。

次に、児童生徒等以外の者に対するわいせつな行為等について説明する。児童生徒等以外の者に対し、刑法第176条（不同意わいせつ罪）又は刑法第177条（不同意性交等罪）に規定する行為をした職員は、免職とする。最後に、監督責任関係の監督責任不適正について、部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督を怠った職員は、減給

又は戒告とする。なお、そのほか、必要な字句の修正をしている。今回の改正については、令和6年4月1日以降に発生した事案から適用する。

【櫻井委員】

いかなる体罰も犯罪、暴力であると意識の変革をするよう、強く望む。この指針が、抑止力となるよう、絶えず見直してほしい。

【教職員課長】

承知した。

【岡本教育長職務代理人】

2点話をさせていただく。1点目は、懲戒と体罰は全くの別物であるということである。2点目は、「3(1)ア」について、「重大な後遺症が残る傷害を負わせた職員は、免職とする。」とあるが、反対解釈としては「重大ではない後遺症が残る傷害を負わせた」場合は、免職にならないと読める。このため、「5(3)傷害」と同じになってしまう。重大でない後遺症とは、PTSDなど、受けた児童生徒によって異なるものについて、一律に懲戒処分を行うことは適当ではないとのことである。後遺症が残る傷害というのは、極めて例外的な事例であるとのことである。

【教職員課長】

事例等について、しっかりと周知していく。

【岡本教育長職務代理人】

第83号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【岡本教育長職務代理人】

第83号議案は、原案どおり可決する。

教育長報告 令和6年2月定例県議会の概要について

【富塚教育長】

議案について、教育委員会関係は、「議案説明資料」のとおり、議案第1号「令和6年度千葉県一般会計予算」から議案第70号「千葉県学校職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」までの8議案が審査され、原案どおり可決された。

次に、本会議における代表質問及び一般質問については、「教職員の不祥事防止のための取組」に関する質問などが72件あった。詳細は、「令和6年2月定例県議会「本会議」質問項目一覧表（教育関係）」のとおりである。このうち、主なものについて、その内容を報告する。教育問題について、「教員の人材確保に向けて、本県独自の施策として検討した新たな取組とはどのようなものか。」との質問には、「県教育委員会では、質の高い教員の確保に向け、成績優秀な学生に貸与される日本学生支援機構の第一種奨学金を受けている学生が、本県の小・中学校及び特別支援学校の教員として採用された場合、奨学金の返済を支援する事業を令和6年度当初予算案に計上することとした。また、大学3年次等から学校現場での実践研修や対面講座等を2年間行う「千の葉の先生養成塾」を開設し、その修了予定者には、教員採用候補者選考の第1次選考を免除することとした。このほか、採用選考の会場を幕張メッセに一元化し受験者の利便性向上を図ることとしており、これらの新たな取組について、多様な媒体を通して広く周知し、志願者の増加につなげ、優秀な人材の確保に努めていく。」と答弁をした。

次に、文教常任委員会における質問についてだが、3月15日の本会議において、文教常任委員会委員長より、審議状況について、報告があった。詳細は「令和6年2月定例県議会文教常任委員会委員長報告」のとおりである。

<傍聴・報道 退出>

第84号議案 千葉県いじめ対策調査会委員の任命について

児童生徒安全課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第85号議案 学校職員の懲戒処分について

第86号議案 学校職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第87号議案 学校職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第88号議案 学校職員の懲戒処分について

第89号議案 学校職員の懲戒処分について

第90号議案 学校職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第91号議案 学校職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第92号議案 県立学校長の人事について

教育振興部副参事の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第93号議案 教育庁等職員の人事について

教育総務課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

10 教育長閉会宣告

令和6年4月17日 署名人